

新潟県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第38号

新潟県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則（令和4年新潟県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(敷地と道路との関係の特例の認定の申請等) 第4条 省令第48条第2項の規定による認定を受けようとする者は、別記第1号様式による申請書の正本1通及び副本2通に、それぞれ省令別表第2 <u>(一)の項(ろ)の欄に掲げる付近見取図、配置図、平面図、立面図及び断面図</u> 、申請理由書その他知事が必要と認める図書を添えて、知事に提出しなければならない。 2 (略)	(敷地と道路との関係の特例の認定の申請等) 第4条 省令第48条第2項の規定による認定を受けようとする者は、別記第1号様式による申請書の正本1通及び副本2通に、それぞれ省令別表第2 <u>(い)の項に掲げる付近見取図、配置図及び平面図並びに同表(ろ)の項に掲げる立面図及び断面図</u> 、申請理由書その他知事が必要と認める図書を添えて、知事に提出しなければならない。 2 (略)

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。